

賀茂別雷神社文書伝来についての考察

藤田恒春

はじめに―問題提起にかえ―

京都府教育委員会文化財保護課により一九九八年度から正式に着手された賀茂別雷神社文書調査は、境内の庁屋（重文）を作業の場として進められた。調査には多くの大学の研究者・大学院生のみならず賀茂別雷神社（以下、賀茂社と略す）の元氏人の子孫の方もボランティアとして参加される大きな調査団となった。調査が始まって間もないころ、休憩時間に元氏人の老翁は、庁屋の南庭を見ながら私に向かい「この文書は氏人のものです」と、毅然たる口調で話し懸けられたことがいまだに鮮明に残っている。この文書調査に調査員の一人として参加させてもらったものの賀茂社についての予備知識はほとんどなく老翁の話されたことについて不可解であった。調査が進むにつれ「氏人物中」の存在を否応となく知るにつれ、また残されている古文書のおおくが十五世紀後期から十七世紀前期のもので、就中十六世紀のものが集中しており氏人衆中により作成されてきたものであることを諒解できるようになった。だがしかし、賀茂社所蔵文書を調査していることと氏の言葉とを整合性をもって理解することは調査が終了しても簡単には理解できなかった。

賀茂社は、文明八年（一四七六）の一社騒乱により焼亡していることから十五世紀中期以前の古文書はごく僅かしか伝来していないことを前

提に、今改めて『賀茂別雷神社古文書目録』（以下、目録と略す）を閲すると①祭祀・祭事関係に関するものが少ないこと、②賀茂行幸に関する文書や記録類もほとんど伝来していない。③武家文書の写が多いこと、④日記を除くと編纂物など記録類が少ないこと、⑤近世文書が少ないなどの特徴を指摘することができる。

右のことは古文書が保管・管理されていた場所などの問題ではなく、文書作成主体の問題に帰するもので、賀茂社の内部組織に由来するものであったかと想定される。賀茂社では十三世紀中ごろより賀茂氏人物中が発展していったことが知られており、神社と社家（氏人）の関係は対等・従属といったものではなく、氏人集団の意思により神社運営がなされてきたことを諒解のうえ「賀茂別雷神社古文書」を見る必要がある。賀茂社の運営に関わり作成蓄積されたであろう文書などは神社に保管されることなく氏人物中のものとして氏人たちの蔵などに保管されてきたことを窺わせるのである。最初にひいた（老翁のことば）の意図するところであったように思われる。老翁の言葉は今ある賀茂社の古文書は氏人（社家）のもので神社のものではない、と言うことだろう。もちろん、所有権云々を言っておられる訳でないことは念のために付け加えておく。京都・奈良では古代・中世文書を多く所蔵する寺院・神社があることは周知のことだが、明治維新を経て維新政府から解職され、氏人た

ちが数世紀にわたり作成してきた古文書類は神社所蔵へと所有権が移つて以降、すでに一世紀余となるが、なお現存する古文書に対し元の坊官や社家の方が右のように思っているところは数少ないように思われる。

これは文書の作成主体と後世へ伝えていく保存管理主体の問題であらう。本稿では、「賀茂別雷神社文書」の伝来を考えて行くうえで重要な位置をしめると考えられる大手鑑と卷子本が何故、いつ頃作成されたのかを中心に検討し、賀茂社文書の中世文書の位置を検討するものである。

一 賀茂別雷神社文書とは

一九九八年度から着手された賀茂社の古文書調査は二〇〇四年度に終了し、二〇〇六年三月、国の重要文化財に指定された「賀茂別雷神社文書」は、厳密には幾つかの性格の違う文書群の集合体であったと言ふことができる。それにはまず、賀茂社の神社としての組織について触れておかざるを得ない。⁽¹⁾

賀茂社文書を考えて行くうえで重要なキーワードは、「賀茂惣中」と「氏人物中」および「社司家」の三つである。「賀茂惣中」は、賀茂別雷神社を中心とする境内六郷・社家町をふくめ地理的要素のうえに成りたったもので、豊臣秀吉朱印状の宛名「賀茂惣中」とは誰に宛てられたものか後年に問題となるほどに実態曖昧模糊たる抽象的な意味合いをも持つものであった。

「氏人物中」とは、賀茂社研究の第一人者である碩学須磨千穎氏による浩瀚な研究があり広く知られたものであり、鎌倉期には成立している氏人たちのまとまりである神職集団である。十七世紀前期で一四〇家という幕府から宛行われた朱印地だけでは賄いきれない大きな神職集団となり、この氏人物中によって作成されてきたのが冒頭で触れた賀茂社の古文書ということである。三点目の「社司家」とは、賀茂別雷神社の社

務職（神主・禰宜・祝）を独占した家で、永承六年（一〇五一）十二月十九日、第五代神主に補された成助の子から鳥居大路と林の社司二家が生まれた。さらに、建保二年（一二一四）九月、第二十二代神主に補された能久が後鳥羽上皇の信寵を得、皇子（後鳥羽上皇第八皇子と伝えらる）をもらい受け、その皇子はのちに氏久と名乗り、弘長二年（一二二六）八月十三日、第二十八代神主に補され三位に叙されるに及び、以後氏久の流れをくむ家が賀茂社神職の主流となつていった。⁽²⁾鳥居大路・林二家を措き皇統の流れをくむ氏久の子供から社司家の主流となる松下・森家が生まれた。以後、十七世紀前期まで賀茂社社司家としてこの四家が社務職二十一職を独占するようになり、賀茂社の神事などに奉仕する多くの氏人たちと軋轢を生じ紛擾を繰り返すこととなった。

賀茂社の文書は、賀茂惣中で作成されたもの、氏人物中で作成されたもの、ほとんど伝来していない社司家のものと大きく三分類できる。量的にはわずかだが個別氏人家で作成された日記なども含まれる。その他、神宮寺をはじめとする寺院文書・地下人関係文書なども賀茂社の文書として総称することができるが、これらは伝来していない。ごく僅かながら氏人家の文書が数件賀茂社に奉納されている。同じ賀茂社の社司家に伝来したが、早く流出したのち、神主を勤めた座田氏が入手し、一九六三年、座田家より賀茂社が購入した古記録「賀茂神主経久記」（六冊、二〇〇二年重要文化財に指定）が所蔵されている。

早く流出した鳥居大路家文書は社司家の文書であり、現在、京都国立博物館・早稲田大学・國學院大学で所蔵されている。座田家旧蔵蔵書は個々の社家などからの蒐集資料である。明治五年、氏人たちが解職され上賀茂の地を離れるとき処分なり散佚したものが小点数とはいえ東京大学史料編纂所をはじめとし国立国会図書館・國學院大学図書館・早稲田大学図書館・京都国立博物館・京都府立歴史館・立命館大学文学部など

に氏人家の文書が所蔵されている。また、氏人家文書としてまとまったものとして岩佐家・馬場家文書が京都市歴史資料館へ寄託されている。

さて、寛文四年（一六六四）六月二十二日、幕府裁許状により賀茂社は中世以来の氏人物中を基軸にした運営方式を改替せざるを得ない状況に追い込まれる。それまで氏人物中を中心に社務は運営され、何事につけ寄合で衆議を決め置文や起請文を作成していたが、五世紀余にわたり社務を独占してきた社司家四家に対し近世取り立ての社司家（正保三年、富野・梅辻、寛文四年、岡本）が参入すること、および畿内周辺地域の村方において惣中が崩壊し村中へと転換するのと軌を一にすることも賀茂社内においても賀茂惣中が消えゆき、賀茂社中への転換がみられるようになる。

このため数世紀にわたり氏人たちにより作成されてきた置文は激減し、氏人たちの申しあわせや社務に関する合議事項などは社務日記にまとめられるように大きな変化を遂げる。また、職中算用状なども状から帳への変化が見られるようになり漸減していく。この理由は、職中算用状は氏人物中の月例収支決算書であり、氏人物中の解体にともない徐々になくなるが、氏人たちの活動は継続されることから別の算用帳のようなものが作成されたからと思われる。それらは明治維新时期に神社へ移されなかつたと推測される。

二〇〇六年三月、国の重要文化財に指定された「賀茂別雷神社文書」には十八・九世紀のものは少ない。逆に、社務記録としての「日記」は厩大に残されたが、個別に作成されたであろう文書の残り方は非常に悪いのが特徴的である。それまで氏人物中で作成され保存されてきたものは氏人たちの文庫で保存されてきたが、寛文四年以降、賀茂社内で作成されたものは社内の蔵などで保管されたのだが、明治維新とともに処分されたためと思われる。

一般的に「賀茂別雷神社文書」といえば神社で作成し、収受してきたものを神社が保存してきた文書群と思われるが、少なくとも賀茂社の場合、広義の社家である氏人集団が作成し収受し保存してきた文書群と近世賀茂社で作成されてきた日記などの記録類および文明八年以前の僅かだが中世文書とその他のものを総称して「賀茂別雷神社文書」と称している。文明八年以前の文書の保管については不明で、あとで触れるように近世に入り由緒復元や相論の証拠史料として蒐集し、江戸へ送るために成巻されたようで、しかもそれらは賀茂社で保存していたものもあれば社司家や氏人で保存していたものもあつたようである。³賀茂社宛・賀茂惣中宛・賀茂社中宛などの宛先をもつ文書の受取人は誰であつたかという厄介な問題を内包していた。

例えば、春日大社のように神社文書と別当寺院である興福寺文書および春日大社の常住神殿の大宮家文書のように明確に区別され、しかも江戸期以前に内容ごとに成巻し伝来してきた文書群とは性格を異にしているように思われる。⁴

二 大手鑑の作成

「賀茂別雷神社文書」調査では、文書が保管されている場所を第一として当時賀茂縣主同族会所有で境内に建てられていた収蔵庫に預けられていた文書、即ち大手鑑・卷子装文書・唐櫃文書・絵図箱を「I 収蔵庫」として調査し目録化している。ただ、唐櫃文書はなかに桐箱一・朱印箱一・絵図箱一・掛幅装一、その他一通単位の文書が混在し、相当の出し入れがあつた形跡がある。この唐櫃は、文書を取めるためののではなく什物類を入れるためのものであつたと思われるが、明治・大正・昭和の官の通達や祝詞が多く、恐らく昭和期に転用されたと思われる。宝徳三年（一四五二）の検地帳を取めた桐箱のなかに延宝五・七・九年

(一六七七〜八二)の初穂料寄進状が混在するが、いずれかの時代に過って詰め込んだものと思われる。古文書調査に際し現状最優先の考え方もあるが、明らかな過誤については現状を記録したうえで原状にもどす柔軟さは必要と思われる。

さて、収蔵庫に保管されていたものなかで賀茂社にとって最重要文書のひとつが「大手鑑」(八八通)と卷子二十五卷(二八六通)の文書である。これらの概要については、『目録』解題で触れられている。賀茂社の古文書は、文明八年(一四七六)一社騒乱以前のものはほとんど残されていない。ただ、江戸時代前期に作成されたと思われる大手鑑と卷子本二十五卷のなかに文明年間以前のもので残され、それ以外単独で十数点の中世文書が伝来しているに過ぎない。

大手鑑と卷子本二十五卷のなかで文明八年以前のもものは、寛治四年(一〇九〇)十月九日の阿波三好郡司解を最古とし、平安末期十四点・鎌倉期二十四点・室町期(文明八年まで)二十点で、大手鑑と卷子本二十五卷で三七四通あるなかで五十八通である。尤も、卷子本の卷十九は延宝五〜九年(一六七七〜八一)の各大名などからの寄進状五十一通で成巻された江戸前期の文書である。

五十八通とはいえ文明八年、賀茂社焼亡以前のものが何故伝来したのだろうか。賀茂社伝来古文書のなかで最重要とされる大手鑑には八十八通の平安末から江戸初期までの古文書が貼られているが、大手鑑が作成された時期についての情報は何もなく寛永十一年(一六三四)のものとして推定される五味豊直判物が一番新しいことを考えると十七世紀中期以降に作成されたことが予想される。

さて、大手鑑について先に断っておかねばならないことがある。『目録』解題のなかで大山喬平氏が触れているように損傷などもあり修復が待たれていたが、二〇一七〜二〇二〇年度の四カ年をかけ修復がなさ

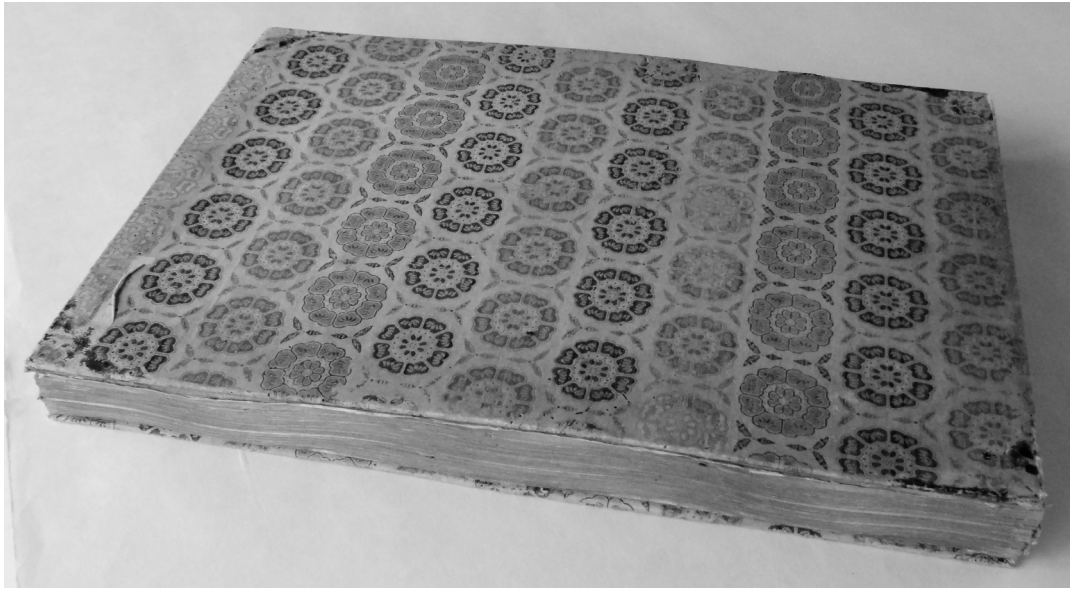
れ、折帖は解体され、現在は一通ごと「二つ折畳紙」に置き、「紺地木綿四方帙」四帙に収められ、桐製収納箱に収められている。持ち運びに不便な大手鑑だが、作成された目的を考えると折帖の大手鑑(原状)を解体したにもかかわらず旧称の大手鑑を使用するのは違和感を感じざるを得ない。⁶⁾

何よりも木箱のうえに「手鑑 壹帖」とあったものが、いつから「大手鑑」と改称されたのだろうか。この点について大山氏も触れていないが、賀茂社神主であった座田司氏氏(一九五四〜六二年在職)が伝来の古文書の調査を実施していることから、このころに宝物として等級づけをし、「大手鑑」と宝物台帳に記録したのではないか。

大手鑑は、大型木箱(縦八六・〇^セ、横六六・八^セ、高二一・〇^セ)に収められ、表蓋の中央上部に「手鑑 壹帖」と記した貼紙があり、さらに中箱があり、その中に大手鑑本体(縦四六・五^セ、横六六・八^セ)が詰め込まれた状態にあった。この大手鑑の仕様や装幀および現状については大山喬平氏が詳しく述べられているので委細はそれに譲る。

明暦二年(一六五六)七月二十二日、「於聖神寺手鑑ニ注文共押し、大方出来申候、保矩^{同本}へ預置」いたという「手鑑」作成の記録が初見である。ただ、「手鑑」作成目的や内容について一切不明である(岡本保胤日記)J-15、以下「賀茂別雷神社文書」引用の場合、目録番号のみとする)。この時の「手鑑」と「大手鑑」が同一のものであったかは不明であるが、「大手鑑」自体、府教委の古文書調査が開始されるまでの長いあいだに幾度となく貼り替えられた形跡があり当初の姿を残したままのものではない。

大手鑑には八十八通貼られている。巻頭に元暦二年四月二十九日附後白河院庁牒をおき、以下中世文書が編年で貼られ、二十九点目の板倉重宗黒印状でひと区切りとなっている。



大手鑑写真（修復前）

その後は信長黒印状・秀吉朱印状が大手鑑を飾っている。ところが、六十点目に寿永三年（一一八四）二月七日附後白河院序牒、七十五点目に寛治三年（一〇八九）十一月十二日附散位藤原致継寄進状案、八十一点目に徳治二年（一一三〇七）十一月二十三日附六波羅下知状を貼るなど混乱をきたしている。推測に過ぎないが、手鑑完成後、新たに社内などから見いだした中世文書を貼り替えた可能性が考えられる。大手鑑の中世文書は十七通に過ぎず（約二〇割）、特徴的なのは八十八通のうち二十二通が豊臣秀吉（羽柴時代を含む）・十通が織田信長と全体の約三十六割ともなり中世文書を求めず秀吉・信長など十六世紀末期の文書を採用したところ、さらに特定の社司や氏人に宛てたものなどは採っていないところに作成者の関心が那邊にあったかが窺われる。しかし、信長黒印状と秀吉朱印状がこれだけまとめて手鑑に利用されている事例はあまり聞かないが、大高檀紙（下部の白紙部分を半截しているものもある）を用いた秀吉朱印状をまとめた「手鑑」は壮観であった。

この大手鑑は当初から一帖に仕立てられたものであったか。寛文四年（一六六四）五月二十七日の江戸へ送る證文類の目録には「手鑑 二冊」とある（B2-147）。ところが、同年閏五月八日「江戸江下ス證文目録留」には「一手鏡 上下裏表二押申候 壹冊」とある（B2-121）。さらに、閏五月附の覚書のなかで手鑑の仕様について次のような指示をしている（B2-148）。

覚

下巻之箱ノかき付下シ申候

一手鑑を取はなし可申歟、雖為評儀、付紙二付□巻候ハ、しわより證文之威勢おとりたる様にて残□候間、下巻之地へ上巻之證文押直シ、下シ申候事

一下巻之地へ上巻之證文押直シ候へハ、地之疵あらハれミくるしく候二付、下巻之地之裏へ上巻之證文押申候、爰許二而ま、上下之

品在之、不及申候へ共、手鑑候ハ、あつかひの時御心得可被成候事

一手鑑押付下シ申候事、爰元所存者如右申候、如何様共御相談ニ過申間敷候、

一手鑑之地ニ闕御座候所ハ、其元へ下シ申候證文分ニ而候、御思案可被成候、以上

(寛文四年)

沙汰人

閏五月

山本伊豆守

兼益(花押)

岡本下野守殿

西池木工権尉殿

江戸へ訴訟のため出府中の岡本氏寅・西池季通へ対し沙汰人山本兼益から「手鑑」を上下に分ける仕様についての指示である。それまで「手鑑 壹帖」であったものを搬送などの便宜をはかるべく上下の二冊とした可能性がある。とまれ、伝来した「大手鑑」はその用途に応じ装幀や貼られた文書の入れ替えなどが繰り返されてきたように推察できる。

「大手鑑」のなかで点数の多い豊臣秀吉朱印状についてみると慶長十八年(一六一三)にはまだ成巻化されず一通宛書きあげられている(B2-197)。寛永十四年・慶安四年(一六五二)の訴訟のため證書類を江戸へ下しているなかに手鑑は含まれていない。寛文四年閏五月には、二十七卷・四十五冊・一五二通もの古文書や記録を江戸へ送っている。このなかに「手鑑」は含まれるが、どのようなものを貼っていたかは不明である。江戸へ送った文書類に嘉吉・文明のころのものも含まれるが殆どが江戸時代前期ころまでのものである。相論の証拠史料と言うだけではなく後で触れるが他の目的もあったかと思われる(B2-121)。

三 卷子本の作成

卷子装文書二十五巻の概要についても『目録』解題のなかで大山喬平氏が詳しく言及しているが、文書調査終了後、二〇〇九〜二〇一六年度(巻一〜十九)と二〇一七〜二〇二〇年(巻二十〜二十五)の足かけ十三年をかけ全二十五巻全ての修理が実施され、巻二十より巻二十五は未成巻状態であったものが成巻化された。全巻の概要は表の通りである。

これらの卷子はいつごろ成巻化されたのだろうか。これは文明以前の古文書をなくしていたと思われる賀茂社にとつて、禁裡とも近い関係にある古社を誇るうえからも大きな瑕瑾であった。次節で触れる慶安二年八月の曝書の記録をみても卷子本(特に巻一〜七)を所蔵していたように思われない。恐らく、十七世紀後半に蒐集しはじめたのではないだろうか。その証として卷子に貼られた個別文書にそれが作成された時代から何年経っているかを推定させる「……年」と記した附箋が貼られているものがある。たとえば、

建長七年七月十八日、後嵯峨上皇院宣(巻五)に「四百三十年」

正和六年正月十七日、藏人平成輔奉書(巻七)に「三百七十年」

元弘三年八月二十日、後醍醐天皇諭旨(巻七)に「三百五十年」

嘉禎三年四月十一日、若狭国留守下文(大手鑑)に「四百三十年」

延慶三年十二月二十九日、伏見上皇院宣(大手鑑)に「三百七十年」

年」

とあり、「大手鑑」のものにも確認できる。文書が作成されてから今年で「四百三十年」になるという意味であろう。卷子本に五枚と大手鑑に七枚、合計十二枚に確認でき、正確さは欠くが寛文六年〜元禄元年(一六六七年より一六八八年頃)のあいだに入手のうえ修補および卷子化された際に貼られたのではないかと思われる。では、この時期、なぜ集め

表 卷子本の概要

卷数	題 簽	表 紙	形 状	点数	『目録』番号	『史料纂集』 番号
卷1	「三津郷郡司解状」	萌黄地葵文綾	豎続紙	1通	A—1、1	1
卷2	「社領若狭国矢代浦事序宣／丹波国由良庄同私市美作国河内庄下文」	白地型押し打雲料紙	豎紙	3通	A—2、1～3	2～4
卷3	「頼朝ヨリ神主重保 下文」	朱地葵文錦	豎紙	15通	A—3、1～15	5～19
卷4	「頼朝公諸国御下文東鑑記之」	丹地葵文錦	豎続紙	1通	A—4、1	20
卷5	「貴布祢者为賀茂撰社官符院宣」	萌黄地葵文錦	豎紙、豎続紙	6通	A—5、1～6	21～26
卷6	「出雲国福田庄」	丹地葵文錦	豎続紙	1通	A—6、1	27
卷7	「当本宮神主職論旨」	白地型押し葵文紋紗	豎紙	5通	A—7、1～5	28～33
卷8	「神馬一匹被引進状」	萌黄地格子文間道	豎紙、折紙	17通	A—8、1～17	34～50
卷9	「貴布祢社者为賀茂撰社御證文并往來貴布祢田證文」	萌黄地葵文錦	豎紙、豎続紙、折紙、切紙	19通	A—9、1～19	51～69
卷10	「諸国御神領證文」	丹地葵文錦	豎紙、折紙、切紙	12通	A—10、1～12	70～81
卷11	「諸国御神領證文」	丹地葵文錦	豎紙、折紙、切紙	29通	A—11、1～29	82～110
卷12	ナシ	朱地雲龍文色糸入金欄	豎紙、折紙、切紙	10通	A—12、1～10	111～120
卷13	ナシ	朱地雲龍文色糸入金欄	豎紙、折紙	14通	A—13、1～14	121～134
卷14	「貴布祢山諸證文并起請文」	萌黄地葵文錦	豎紙、豎続紙、豎切紙、切紙	18通	A—14、1～18	135～151
卷15	ナシ	朱地雲龍文色糸入金欄	豎紙	9通	A—15、1～9	152～160
卷16	「天正十九年六月十一日片岡社正一位々記口宣案」	白地葵文綾	豎紙	1通	A—16、1	161
卷17	「閏正月十三日寺町三左衛門尉等状」	白地藍紗綾型文料紙	豎紙、折紙、切紙	5通	A—17、1～5	162～166
卷18	「御代々御制札」	丹地葵文錦	豎紙、折紙	28通	A—18、1～28	167～194
卷19	ナシ	丹地小葵文錦	豎紙、豎続紙、折紙	36通	A—19、1～28	195～246
卷20	「文明十一年七月十八日家益状」		豎紙、折紙	18通	A—20、1～18	247～264
卷21	「社家證文九通」		折紙、切紙	9通	A—21、1～9	265～273
卷22	(直書)「女房之御奉書 仰天文十二年十二月廿八日一通／右宝曆七丁丑年六月加修覆」		豎続紙、折紙	4通	A—22、1～4	274～277
卷23	(貼紙)「享祿式年十月廿一日堯連・長俊状以下一通」		豎続紙、豎紙、折紙、切紙	11通	A—23、1～11	278～288
卷24	(直書)「御社領賀茂川水證文」		豎紙、折紙	8通	A—24、1～8	289～296
卷25	(直書)「御境内賀茂川證文四通／別ニ二通」		折紙	6通	A—25、1～6	297～302

注. 大山喬平氏執筆の文書解題に加筆のうえ表化したものである。

る必要があったのだろうか。

これは賀茂の氏人惣中が解体し新たな近世の社家集団としての氏人たちと七家となった社司家とが近世の賀茂別雷神社として出発していく時期に相当し、廿二社のひとつである古い由緒をほこる賀茂社を裏付するために社内や社司や氏人たちから古証文を渉猟した結果ではなかったか。

「足利義満の時代、上賀茂社の手許には、完全な頼朝文書の伝来がなかったことを推測させる」と大山氏も言及しているが、十七世紀後期にいたり永らく中断していた祭儀などを復活させて行くうえで古い書き物が必要とする機運が生じたためだと推定される⁸⁾。

先に、重要文化財に指定された「賀茂神主経久記 六帖」は、寛永五年（一六二八）正月二十一日の寄合で「森家の旧書、嘉元三年之記被出た」とあり、森家に伝来していたようだ。寛文八より十一年（一六六八～七一）のあいだに京都町奉行宮崎重成と兩宮正種へ差し出された文書の目録に「一頼朝之證文ノ写 壹枚 但是ハ森家ニ有之ヲ写」と見える（B2-158）。また、近年古書市場にでた「賀茂別雷神社文書」は、鎌倉後期から南北朝期にいたる論旨案・院宣案などを多く含む一巻は、社司家の森家に関係するものであり、文明八年の「社騒乱で焼亡するまで賀茂に伝来した古文書の多くは社司家に伝来していたことが窺われる。早く流出し、現在は早稲田大学図書館が架蔵する「上賀茂神社文書 一六卷九八通」と「鳥居大路文書 二二〇通」は、社司家鳥居大路家伝来の古文書群であり承和十一年（八四四）十一月四日の太政官符写から幕末期までの文書で構成され、十五世紀中期以前の平安・鎌倉・南北朝・室町中期まで含まれている¹⁰⁾。本来、神社に伝来した十五世紀中期までの古文書の多くは社司家が保管していたのではないかと思われ、氏人惣中が保管していた文書とは保管していた場所や施設も違っていたのである。中世文書以外で卷子化される第一の理由は、相論の証拠史料と

して江戸へ送るためであった。

卷九を事例に見てみよう。題簽に「貴布祢者为賀茂撰社、御證文并往來貴布祢田證文」とあり、卷末に「正保三年、此御目安モ訴詔状ニ仕リ、上候衆持參申候」との跋があり、貴布祢社の帰属をめぐる相論のため関係文書をあつめ成巻化したものである。このため賀茂社内で文書の収集がはじまった（B2-122）。

貴布祢證文請取申候覚

押物之内

〇一元亀二年ノ御下知

同

〇一丹羽五郎左衛門殿状

同

〇一羽柴筑前守トアル状

同

〇一明知日向守殿制札

同

〇一御朱印

〇一板倉伊賀殿制札

〇一駒井中務少輔殿状

〇一廿二社記

〇一文亀着府差譜

〇一有職抄

〇一御安返答

〇一内五通有之

〇一

〇一

六通

此一冊右夕此箱二無之候

○一 貴布祢百姓出状

○一 周防守殿へ上ル誓紙

○一 貴布祢書冊外

拾四通

壹通

○壹冊 但紙数九枚

右儘請取預り申候処如件

雜掌

正保二年三月十三日

左兵衛尉(花押)

沙汰人

主馬首殿

兵衛尉(花押)

縫殿佑殿

信濃守殿

甲斐守(花押)

參

(裏書略)

十四件の文書類が集められたのである。巻九に貼られているものもあるが、ないものもあり、卷子化するまで古文書の取捨選択が続けられたのであろう。最初五筆の右肩にある押物とは手鑑に入っていたものを指すのではないかと思われる。「廿二社記」以下は、関係史料ということを採用されなかった。断片史料だが、つぎのものは卷子化へ絞られた書付である(B2-161)。

永正十七年四月廿六日

享祿二

三好筑前守

一 駒井中務少甫折紙

一 堯連・長俊 折紙

一 之長折紙

益庵

一 篠原大和守

一 丹羽五郎左衛門尉

一 赤塚山城守

一 伊沢河内守

折紙

一 木下藤吉充ノ

一 馬詰駿河守

書状

一 光保

一 日向守長逸折紙式通

一 長秀 書状

一 伊賀守殿 折紙

ノ十一通 此黒文庫二入

とあり、取捨選択が進んだ状況を示し、十通は現在の巻九に貼られている。ところが、元禄六年九月五日、神主梅辻職久等は、社用で参府するため「壹卷 三十四枚」の證文を評定衆中より借用しており、そのなかに享祿二年十月二十一日室町幕府奉行人連署奉書が入っている(B2-132)。安政三年(一八五六)三月、参府のため持参する文書目録のなかに右奉書と篠原・伊沢・馬詰連署状も巻九分として記載されているが、現在、巻九には篠原・伊沢・馬詰連署状は外され現存していない。恐らく貴布祢社にかかわる嘉吉元年閏九月八日付伊勢真蓮奉書が見つかり差し替えた可能性がある。右の元禄参府の際、借用した一卷には、現在巻九・十一・二十三および大手鑑に貼られたものが含まれている。

巻九(貴布祢関係)を例に卷子がどのように作られていくかを見てきたが、巻九以外の卷子本も必要にまかせ貼り替えが繰り返されたことが予想される。「賀茂別雷神社文書」調査着手時点で巻二十から巻二十五は卷子として軸もなく台紙に貼ることもないまま、一卷ごと丸めた未卷子状態であった。巻二十二から二十五の文書を見ていると禁裡関係で一卷か二卷を作成する意図があったように思われる。

これらの卷子は概ね相論などの証拠史料として成卷されたものである。ここでは、右に引用した安政三年三月に作成された「今度関東エ参府二付持参諸文目録」(B2-137)から見てみよう。最初に巻五・九・十四の文書四十四通の目録が書きあげられ、最後に「右四十二通三卷二仕立所加修覆也、辰三月」とあり、貴布祢社をめぐる相論に際し関係文書が集められ三卷に成卷されたものであることが判明する。この時に三卷に成卷されたというよりも、それ以前から三卷となっていたものを改めて修復したと言うことであろう。この後に巻十八の禁制二十八通の目

録、次に卷十一の室町幕府奉行人奉書、信長・秀吉朱印状の二十八通の目録、さらに卷十の室町幕府奉行人奉書十二通の目録と、合計六卷分の文書目録が記載され、さらに「外社家中起請文箱入一、手継写八卷、秀吉門前境内折紙二通、年中行事一卷」とあり、一度に大量の古文書が江戸へ送られたようである。この目録は江戸へ送る各卷子の内容を摘記したものであり、卷五・九・十四・十八・十一・十の内容は配列の異同は見られるが現在に伝わっているものと同じである。

多くの古文書類を江戸へ送る目的と理由は、相論のための証拠史料にとどまらず他に意図するところがあつたように思われる。延宝三年（一六七五）十一月「賀茂社家中惣代神領證文書立」の最後には、つぎのように記している。⁽¹⁾

右諸国御神領之旧記、公武御代々御教書・御下知等数百通、于今雖伝来、其内少々記之、而一々不能注進之間、猶於可有一覽者、期後音、仍而令省略畢、然者年中七拾余ケ度之神事、当時太以雖為簡略之儀、或無退転如形勤仕之、就中五月之競馬者、為一社之大會、社家過分之経営也、上件之庄々当時之御領主、聊令加助給之儀、偏所奉願候

と、神主梅辻起久以下四名が連署し、「当時之御領主」の助力を求めている。

延宝三年ころより社領の減少は賀茂社の重要な神事のひとつである「競馬」を維持できないという口実で寄進を求めようになる。さらに、同七年には遷宮を控えており、このための経費捻出も課題となつてきた。そこで考え出されたのが、賀茂社領の証拠となる文書を大手鑑や卷子本として用意し、それらを江戸へ下し、旧賀茂社領庄園を領地とする大名や武家に対し寄進を募るための証拠として見せようとしたのである。卷四の寿永三年（一一八四）四月二十四日の源頼朝下文写は、その

昔賀茂社の庄園があつたことを証明するために活用されたのである。

卷十九にまとめられた初穂料などの寄進状は、賀茂社からの助力要請を承け応じた人々からのものと思われる。卷十九の巻頭には、競馬では重要な賀茂社庄園であつた美作国倭文庄を領地にもつ津山城主森長義からの寄進状を置いている。大手鑑や卷子本は、相論の証拠史料として江戸へ送るだけが目的ではなく、むしろ二世紀以上中断していた祭祀などの復興を目指すためと眼前に迫つた同七年の遷宮をひかえ資金調達の勧進に利用されたのではあるまいか。

四 氏人たちの文書と保存管理

十五世紀後期以降、一四〇家あつた氏人たちは惣中を形成し、賀茂社の祭祀などに従事していたが、社職には余程の機会に恵まれない限り就くことはなかつた。氏人惣中の意思決定には、まず寄合がもたれ、衆議は多数につけるといふ、いわば民主的な運営法がとられていたが、氏人間には十六流の流れがあり、全く対等の関係にあつたとは言えない。氏人惣中が残した古文書のなかから白眉とも言えるものは、彼らの行動を月ごとに知ることができる「算用状」である。氏人たちの活動を知る会計上の重要なものだが、なかでも「職中算用状」は氏人惣中の月例収支決算報告書で氏人惣中の活動を知る基礎的史料で、毎月の収支合計のあと日付のあとに作成者である沙汰人三名が連署加判し、雑掌・物書と評定衆が裏判を据えていた。算用状には何種類かのパターンはあるが、三千通近く残され、置文や起請文などを含め賀茂別雷神社文書の三割近くを占めている。この二種の文書こそ「賀茂別雷神社文書」の量的にも質的にも中核をなす古文書群である。

大手鑑や卷子本は、基本的には賀茂社へ宛てられた、謂わば收受文書であることに對し、置文や算用状は氏人たちにより作成・蓄積してきた

文書群である。しかも、それらの文書群を氏人物中の意思として会所や蔵に保管して、少なくとも寛文四年まで持ち伝えてきたところに賀茂別雷神社文書のひとつの特徴がある。

賀茂社の文書がどのように蓄積されてきたかについて述べてきたが、文明八年以前は兎も角も、それ以降、どのようなかたちで、どこに保管し、いかなるシステムで管理維持されてきたのだろうか。京都府教育委員会文化財保護課による調査のときには、土蔵に置かれ番号記載があった二十四箱と番号記載のない三箱が確認されている。そのなかで最古の年次記載があったのは第八箱で寛永九年九月の銘が確認されていた。年次記載があった箱は四箱のみで他の箱は近代になってから作られたと指摘している。十五世紀後期より十七世紀中ごろまで、氏人物中により作成され蓄積された文書類はどのような形で、どこに保管されていたのだろうか。

明暦元年（一六五五）八月五日、「於聖神寺社中記録風入勘定入日記」には、「文明勘定 四十三通」から寛永までの恐らく算用状のみの点数書上があり、算用状については文明以降のものが一括して保存されていたことが判明する（B2-127）。

作成あるいは収受した文書類の保管は、氏人物中のなかで毎年改選される六人役者のひとつ物書が担当していたようである。惣中には六人役者として沙汰人（三人）・雑掌（一人）・物書（一人）が置かれ、文書の作成のみならず保存管理などをも物書が担当していた。職名としての物書は、長享元年（一四八七）十二月「土田金津両庄公用銭残算用状」のなかに初めて現れる（I4-66）。任期は一年で物書給が支給されていた。毎年蓄積されていく文書類は、その年の物書の手元におかれ、翌年正月か二月ごろ惣中の蔵へ納められた（B2-91）。

天正十六年正月廿七日こひつ小箱へ納注文

・一先物書ヨリ渡申内 置文三通

・一当置文四通内 一通評定衆迄在判一通

・一御結鎮銭キハノ法印折紙一通 外小箱へ

・一正伝寺分当所ニテ納ル御結鎮銭日記 ウツシ迄二通

・一関白様年頭御返事御朱印・同法印・梅軒折昏

已上三通 外小箱へ入

・一天正十三年分影堂算用状 一通

・一小野郷日記 三通

・一圖取おりの定書物 一通

・一御神事諸役者へ下行 一通

已上、九色今日入申

天正十五年二月から物書について者が翌年正月、離任するに先立ち関わった文書類を小櫃のなかの小箱へ納入した注文である。一年分として少ない印象を受けるが、小箱へ納めるまでに取捨選択はなされていたと見るべきだろう。毎年作成あるいは授受した文書類は、その年の物書の手元で整理され、蔵の長持や長櫃・小櫃などへ入れるため、一年分を小箱に入れ保管していったものと思われる。

物書の手から小箱などへ納められた文書は惣中の蔵へ移され保管されるのだが、それらを年次ごと、内容別あるいは形状別などにして保管されたか明確なことは不明である。少し時代は下がるが、慶安二年（一六四九）八月、物書役であった山本氏之は、曝書について次のように記録している。⁽¹²⁾

一、十四日陰、影堂蔵ノ板敷并子^(根本)ダヲ替候、故ニ評定衆寄合有之、此次手ニ蔵ニ有之筈数目錄仕り、蔵ノ長押ニ張付置候也、留、

影堂蔵箱数

一、長持 壱つ 封有之 年々ノ算用状入

一、半長持 壺つ ジャウ有 度々ノ置文入

一、壹荷物ノかたく 壺つ ジャウ有 分帳之写并判取帳有

一、からと 壺つ ジャウ有 ふるき社用状□重而吟味可有之物入

一、小半長持 壺つ ジャウ有 諸国神領之書物并きりしたん改の

書物貫布祢進退ノ書物共

一、箱 壺つ ジャウ有 ふるき野帳 天正十三年檢地帳并新帳

印判

一、箱 壺つ 縄ゆひ 天正年中御造宮算用状

小経所御修理帳

一、箱 壺つ 同前 方々ヨリノ書状共 重而吟味可有之物

一、箱 壺つ 同前 天正十三年檢地帳 同時小指出之類

地下寺庵、此外昔ノ檢地帳

一、筥 壺つ 同前 中ニふるき袴有之

一、筥 壺つ 同前 臨時祭ノ古帳

一、小筥 壺つ 同前 三手ノ若衆中ノ筥敷

一、繪筥 壺つ 封なし 中ニハ末広并扇有之

一、筥大小三 封なし 中ニ何もなし

此外反古式く、り有之

以上

丑ノ八月十四日二改

氏人たちによる恒例の虫払いは、七か八月の好天のとき実施される。

八月十四日の虫払いにあたり前日、評定衆による寄合がもたれ、蔵の修繕がなされ、ついでに影堂蔵に置かれていた「筥敷」目録を作成し、蔵の長押に張りつけたというのである。その目録が右に掲げたものである。全十四点の長持類と箱（錠つきのものとなないものがあつた）に大別でき、空箱もあり、箱などに収納されていない反古もあつたようだ。ま

た、文書以外の箱もあつたが十四点確認されたのである。最初の長持には算用状、半長持には置文と、氏人たちにとって最も重要な文書が収納されていたことが判明する。現在、唐櫃に納められている宝徳の檢地帳（六冊）は九筆目の箱「昔ノ檢地帳」に相当するかも知れない。檢地帳については二箱あつたようだ。十五世紀後期以来、氏人たちの手により作成蓄積してきた文書は、影堂蔵に置かれていたことが知られるが、これで全てなのかどうかは断定できない。しかし、連綿と作成されてきた文書の大半が大まかな内容と形により大別され一カ所に保管されていたことが判明する。

さて、右の影堂とは寛文四年ころにはなくなっていることから具体的な構造については判然としないが、金子拓氏によれば最長寿寺の御影堂ではなかつたかとの指摘がある。江戸時代初期には、氏人たちの寄合の場として利用されていたようだ。⁽¹³⁾ 寛永九年（一六三二）九月、ここに蔵を建てる話が話しあわれ、十一年正月に普請が始められた。完成し運用され始めたときのことは不明だが、正保四年（一六四七）五月十六日に曝書の記録が次のように記される。

影堂ノ倉ノ書物共風ハメ、三手ヨリ奉行、東手ハ近江守保三・中手^(岡本)ハ準人佑氏求・西手保甫、六人ノ役者也、昼菓子出テ御酒有、晩ニ夕食有

三手とは氏人集団を居住地域により東手・中手・西手と分けたこと、それぞれ代表一人と氏人惣中の評定衆六人の九人が出て曝書が実施されたのである。慶安二年には、蔵の修繕と箱の点検がなされ、八月十六日には再び箱を取り出し樟脳を入れている。氏人惣中として蔵の管理責任を担当する役職はなく、惣中の寄合として実施していたようである。氏人惣中による曝書は、影堂が間狭なためであつたか、慶安三年ころより近くにあつた聖神寺へ場所をうつして実施されるようになり、氏人

惣中の解体する寛文三年ころまで続けられた。しかし、同年十二月には「社中文庫」が建てられ、賀茂社として社中で収受される文書の保管と運用が図られたようになるものと思われる。

嘗て児玉幸多が指摘した賀茂社の集会制度としての諸寄合のなかで氏人代表二十一人（六人役者と評定衆）と社司二十一人が寄り合う立会参会により社務全体が統括されるようになり、賀茂社として保管してきた文書と氏人たちが蓄積してきた文書は賀茂社の文書として認識されるようになったと推測される¹⁴。それは、前節で触れたように延宝年間には、祭祀など復興のための証拠作りとして社内、特に社司森家から古い証書類の提供をうけたことから首肯できよう。ただ、日常作成されたり収受される書類をどのように保管管理し運用して行ったかについては、今後の検討課題としておきたい。

おわりに

「賀茂別雷神社文書」全体の伝来過程を考察すべきところ、大手鑑と卷子本の作成時期と目的についてのみにとどまってしまうが、賀茂社には江戸時代前期までは中世文書は伝来していなかったことを推論した。古文書伝来の要因は、神事復興と間近にせまった遷宮を実施するための経費捻出策としてもとの賀茂社領庄園を領有する現在の大名たちに援助を求めるとの算段であった。このことは取りも直さず、賀茂社の由緒と矜持を阐明するための賀茂の氏人たちの努力の結果であったといえるだろう。

寛文四年（一六六四）、賀茂社は内部組織の変革をはかる必要性に迫られ、当然のことながら文書の作成・保管・管理についても転換を迫ったものと思われる。氏人惣中の解体にともない置文作成が激減すること。算用状作成の激減化。これらのことを承け寛文三年には社中の文庫

が建てられ、収められた文書の保存のため毎年の曝書とそれにもなう「虫払誓状」差し出しの制度化が図られた。興味深いのは、延宝四年（二六七六）六月二十二日の曝書に際して「依例祠官被除之」と、氏人惣中の文書の曝書には祠官（社司）家を排除していたことである（Ⅲ1-12）。氏人惣中が蓄積してきた文書と祠官家のものとは違う、という潜在意識を吐露したようなものである。ただ、現在の「賀茂別雷神社文書」が成立するのは明治維新を経、維新政府により社司・氏人たちが解職されたうえでのことであったことを附言しておきたい。

注

- (1) 拙稿「社司と氏人の世界―解題に代えて―」『賀茂別雷神社史料 1』二〇一九年。
- (2) これについては、あくまでも伝承的なことで『尊卑分脈』をみても確認できることではない。
- (3) 上島有「古文書の伝来と保存」『書の日本史』九、平凡社、一九七六年。
- (4) 奈良文化財研究所・奈良教育委員会編『春日大社／常住神殿守 大宮家文書目録』法蔵館、二〇一五年。なお、神社文書伝来についての専論は、松井輝昭『厳島文書伝来の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）があるくらいである。
- (5) 取り残された寄進状五通は、『史料纂集』でも採録されていない。
- (6) 修理を担当した（株）桂文化財修理工房による『文化財修理報告書』は、修理に先立つ全景写真や一点ごとの写真なども掲載せず、『文化財修理報告書』としては甚だ杜撰である。元の状態を知る手立てを失ってしまった。
- (7) 寺社奉行所での訴訟に際し多くの証拠史料を江戸へ下すことを差配したのは、將軍家光の鍼医で、氏人家出身の山本友仙である（『新訂寛政重修諸家譜』二十一）。

(8) 京都府教育委員会編『賀茂別雷神社文書目録』七一七頁、二〇〇六年。
(9) 「寛永四年正月氏之日記抜」賀茂別雷神社所蔵「山本家文書」。

(10) 早稲田大学図書館架蔵「上賀茂神社文書」と「鳥居大路文書」は、その正文の多くが卷子本や大手鑑に見られ、後者が賀茂社へ譲渡し写を残したものである。

(11) 賀茂別雷神社所蔵影写本「鳥居大路文書」四。

(12) 拙稿「史料紹介 慶安二年 物書日記(一)」(東京大学史料編纂所研究 究成果報告二〇二二―七『続 賀茂別雷神社の所領と氏人』所収、二〇二二年)。

(13) 金子拓「賀茂別雷神社と最長寿寺」『國學院雜誌』一三七五号、二〇二一年。

(14) 尾玉幸多「賀茂別雷神社の集会制度」『社会経済史学』八卷三号、一九三八年。

〔追記〕『賀茂別雷神社文書 第一』(続群書類従完成会、一九八八年)につき触れておこなはならないことがある。本書は「賀茂別雷神社文書」のうち卷子本と大手鑑を翻刻したものであるが、原状についての説明は一切ない。各巻の区切りは傍線で示しているが、それが第何巻であるのか説明はない。本書所収の「三三三 賀茂社家惣代神領證文書立」および巻十九所収「二三一―二四六 寄進状」は「賀茂別雷神社文書」に見当たらない。「三〇三 豊臣秀吉朱印状」を大手鑑の巻頭においているが、実は巻末に貼られている。しかも、「三三三・三三三・三三三 羽柴秀吉朱印状と羽柴秀吉書状」の二通は大手鑑の場所ではなく「三六二・三六一」として貼られたもので同文重複している。「三八八 元全副状」は二通あるが一通しか採っていない。本書最後の「三九一・三九二」の二通の官宣旨案は、卷子本や大手鑑ではなく「賀茂別雷神社文書」にも見当たらない。事情は推し量りかねるが利用に注意を要する史料集である。

の成果の一部である。なお、末筆ながら史料利用について賀茂別雷神社のご高配に感謝申しあげる。

〔附記〕本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「賀茂別雷神社文書・社家文書の調査・研究(二〇二二―二四年度)」